

令和8年度からスタート！



「こども誰でも通園制度」を利用しませんか



△のびのび
子育て帳

4月1日(水)から、保護者の就労の有無に関わらず、毎月一定時間までの利用可能枠の中で保育所等を利用することができます「こども誰でも通園制度」が全国で始まります。在住市町村を問わず、村内外の実施施設を利用できますので、ぜひご利用ください。

【問い合わせ】子育て支援課認定・給付担当(☎282-1711 内線1185)

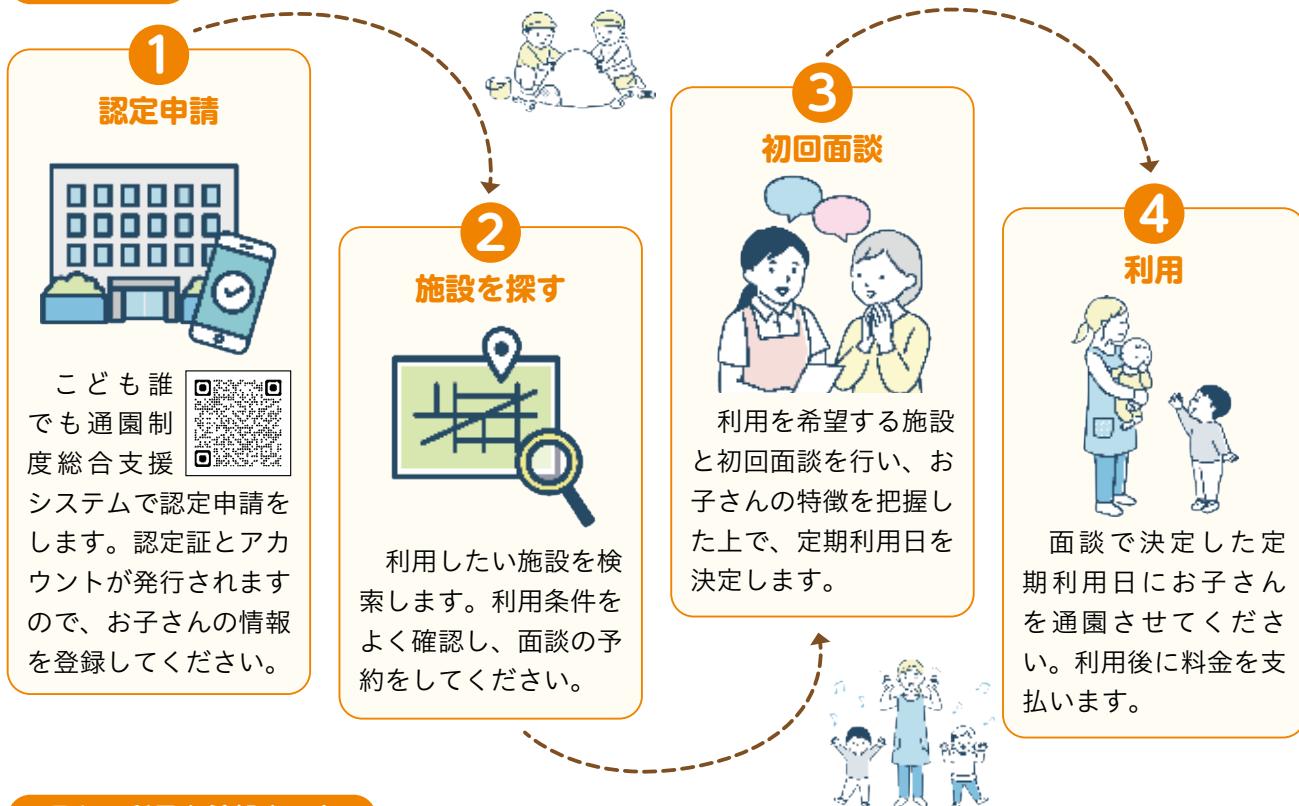
対象 保育所等に在籍していない6か月から満3歳未満までの子ども

※対象年齢は、実施施設によって異なります。

村内実施施設

実施施設	対象年齢	利用方法	利用料金
百塚保育所	6か月～満3歳未満	月1回3時間の定期利用 ※開所時間は施設によって異なります。	1回(3時間)あたり900円 ※生活保護世帯のほか世帯状況により、減免となります。
とうかい村松宿こども園	離乳食を完了した満1歳～満3歳未満		
東海村緊急保育所	満2歳～満3歳未満		
村松幼稚園	満2歳～満3歳未満		

利用手続き



4月から利用を希望する方へ

4月から村内施設の利用を希望する方は、期間内に手続きをしてください。

申請期限▼ 2月20日(金)まで

認定時期▼ 3月10日(火)(予定)

初回面談の予約▼ 3月10日(火)～18日(水)※日程調整のため、施設から電話連絡をすることがあります。

初回面談日▼ 3月16日(月)～25日(水)

その他▼ 申請期限を過ぎてから申請をする方や村外在住の方は、4月1日(水)以降に順次認定・面談を行います。